## 中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額 の特別控除に関する明細書

連事業年

法人名

<b>0</b> )	が正体に関する的相音			年	度									
	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表ー 「1」の合計)又は(各連結法人の別表六 の二(四)付表二「1」の合計)	1	•	円	.,	連	操越税額:	控除。	の計	算に	関	する	明細	円
中小	控除 同上のうち特別試験研究費 以 外 の 額 の 合 計 額 象 試	2		ļ Į	前期超過要件	注結親法人事業年度の	試験研究到 (前	費の額の合 期の(1))		計額	17			
連結法	験 研 (1)のうち中小連結法人の試験研究 究費に係る税額控除の対象とす る特別試験研究費の額の合計額	3			件に係る前連	業年度の月数	当該連結親法前連結親法				18			-
人の	額の合計額が合計額の合計額の合計額(2)+(3)	4		に係る前連結事業年度	級が異なる場合	改定試験研究費の額の含			合計額	19			円	
試験	中小連結法人税額控除限度額 ((1)又は(4))×12 100	5		<i>0</i>	の試験	場合 連結		17) × (18)		13				
研 究 費	調 整 前 連 結 税 額 (別表-の二(一)「2」、別表-の二(二)「2」 又は別表-の二(三)「2」)	6			の 額 の	<sup>祀親法人の前連結</sup> 栗年度がない場合	(各連結法人 他の前連結事	究費の額の合計額 、の前事業年度又は 事業年度の月数調整 究費の額の合計額)			20			
に係る	当 期 税 額 基 準 額 $(6) \times \frac{25 \times 130}{100}$	7			合計額の計算	上記以外の担	試験研究到	費 の 額 j期の(1		計額	21			
税額	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((5)と(7)のうち少ない金額)	8				場合								
控除	調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十二)「11の②」)	9			繰越		結事業年度 は事業年度	前其	<b>A</b>	越	預 当	á 期 控	除可	能額
	当 期 税 額 控 除 額 (8)-(9)	10			中小連			別表六の2 付表三「25		F	Ч		23	円
前	差引当期税額基準額残額 (7)-(8)	11		:	結 法 人	平平								
期	繰越中小連結法人税額望斜限度超過額 (22の計)	12		:	税額控			別表六の 付表三「2						
繰	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((11)と(12)のうち少ない金額) ((1)≦((19)、(20)又は(21))の場合は0)	13			除限度切	平平								
越	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「10の②」)	14		:	超過額	T	-				(1	3)		
分	当期繰越税額控除額(13)-(14)	15			の内訳		計					/		
法	人 税 額 の 特 別 控 除 額 (10)又は((10)+(15))	16												

## 別表六の二(四)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第2 項 (中小連結法人が試験研究を行った場合の法人 税額の特別控除)又は平成27年改正前の措置法第 68条の9第6項若しくは第7項(中小連結法人が 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)(平 成27年改正前の措置法第68条の9の2第1項(試 験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特 例)の規定により読み替えて適用する場合を含み ます。)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「試験研究費の額の合計額 2 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計)又は 1 (各連結法人の別表六の二(四)付表二「1」の合計) の記載に当たっては、次によります。
- (1) 連結親法人事業年度(法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。)が平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度にあっては「又は(各連結法人の別表六の二(四)付表二「1」の合計」)を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあっては、「(各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計)又は」を消します。
- (2) 連結親法人事業年度が平成27年4月1日前に開 始した連結事業年度において、各連結法人の試験 研究費の額に措置法第68条の14第6項(国家戦 略特別区域における連結法人の機械等の特別償却 等》に規定する開発研究用資産に係る償却費の 額が含まれている場合及び東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 25条の5第1項 (復興産業集積区域における連 結法人の開発研究用資産の特別償却等》に規定 する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれて いる場合には、当該各連結法人の平成27年改正前 の措置法令(以下「平成27年旧措置法令」といい ます。)第39条の44第3項(国家戦略特別区域に おける連結法人の機械等の特別償却等》又は第 27条の10第4項 (国家戦略特別区域における機 械等の特別償却等》に規定する特別償却実施額 及び平成27年改正前の東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 (以下「平成27年旧震災特例法令」といいます。) 第22条の5第1項《復興産業集積区域における 連結法人の開発研究用資産の特別償却等》又は 第17条の5第3項《復興産業集積区域における 開発研究用資産の特別償却等》に規定する特別

償却実施額の合計額を同欄の上段に内書として記載すること。この場合において、

「同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((1))と(12)のうち少ない金額) 13 の記 ((1)≦((19)、20)又は(21))の場合は(0) 」 載に当たっては、その内書として記載した金額を 「1」から控除します。

- 3 「控除対象試験研究費の額の合計額」の各欄は、 連結親法人事業年度が平成27年4月1日前に開始し た連結事業年度にあっては、記載を要しません。
- 4 「中小連結法人税額控除限度額 5 は、連結親法  $((1)又は(4)) \times \frac{12}{100}$  」

人事業年度が平成27年4月1日以後に開始する連結 事業年度にあっては「(1)又は」を消し、連結親法人 事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあって は「又は(4)」を消します。

5 「当期税額基準額 7 は、連結親法人事業年度が  $(6) \times \frac{25 \text{又は}30}{100}$  7

が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあっては「25又は」を消し、その他の連結事業年度にあっては「又は30」を消します。

- 6 「前期繰越分」及び「繰越税額控除の計算に関する明細」の各欄は、連結親法人事業年度が平成27年4月1日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載します。
- 7 「法人税額の特別控除額 16」は、連結親法人事業年度が平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度にあっては「又は((10)+(15))」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあっては「(10)又は」を消します。
- 8 「試験研究費の額の合計額17」、「改定試験研究費の額の合計額20」及び「試験研究費の額の合計額21」の各欄の記載に当たっては、各連結法人の試験研究費の額に措置法第68条の14第6項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び震災特例法第25条の5第1項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該連結法人の試験研究費の額から平成27年旧措置法令第39条の44第3項又は第27条の10第4項に規定する特別償却実施額及び平成27年旧震災特例法令第22条の5第1項又は第17条の5第3項に規定する特別償却実施額の合計額を控除した金額の合計額を記載します。